

令和6年度 美里町水道水質検査計画

はじめに

美里町上下水道事業では、町内に供給している水道水が水道法の水質基準に適合し、安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として「水質検査計画」を策定いたしました。この水質検査計画は、美里町の水道原水及び水道水の状況を踏まえ、毎年度見直していきます。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表方法
8. その他配慮すべき事項

1. 基本方針

- (1) 水質検査地点は、水道原水（井戸水）の検査を各水源で行います。また、浄水の検査を配水系統ごとの末端給水栓で行います。配水系統は、第1浄水場系統、第2浄水場系統の2系統です。
- (2) 検査項目は、色、濁り及び消毒の残留塩素濃度（以下「毎日検査」という。）、水質基準項目、水質管理目標設定項目とします。
- (3) 検査頻度は、検査地点や項目によって異なりますが、水道水の安全性の確認や浄水管理に十分と考えられる頻度で行います。
- (4) 原水の水質検査は、すべての水源（浅井戸）について水質基準項目（消毒副生成物及び味を除く。）を年1回行うとともに、クリプトスポリジウム、ジアルジア及びこれらの指標菌の検査を行います。
- (5) 水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時検査を実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 給水区域 美里町内 | 33.48km ² |
| ② 給水人口 | 10,775人（令和6年3月31日現在） |
| ③ 普及率 | 99.6%（令和5年度） |

④ 1日最大配水量 6, 260 m³

⑤ 1日平均配水量 5, 300 m³

(2) 浄水場の名称及び浄水方法

第1浄水場（広木地内）：急速ろ過

第2浄水場（下児玉地内）：急速ろ過

(3) 水源の名称及び種別

第1浄水場系統 第1水源（北十条地内）：浅井戸

第2水源（広木地内）：浅井戸（使用休止中）

第4水源（沼上地内）：浅井戸

第2浄水場系統 第1水源（北十条地内）：浅井戸

第3水源（下児玉地内）：浅井戸

3. 原水及び浄水の水質状況

原水は、埼玉県営水道より浄水受水（転換率47%【令和5年度末現在】）と浅井戸4箇所からなっています。水質管理上、注意すべき項目としては、県水については臭気物質、浅井戸についてはトリクロロエチレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素があげられます。

浄水については水質基準を満たしており、安全で良質な水です。

4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度

(1) 毎日検査

毎日検査は、法令に基づき、1日1回の検査を配水系統ごとの末端給水栓で実施します。

(2) 水質基準項目の検査

原水は、法令に基づき、各水源で以下の頻度の検査を実施します。

- ・全項目（39項目）検査：年1回
- ・指標菌（大腸菌、嫌気性細菌）検査：毎月1回
- ・クリプトスポリジウム検査：3ヶ月に1回
- ・ジアルジア検査：3ヶ月に1回（7月から実施）

浄水は、法令に基づき、配水系統ごとの末端給水栓で以下の頻度の検査を実施します。

- ・浄水基本項目（51項目）検査：3ヶ月に1回
- ・省略不可項目（9項目）検査：毎月1回
- ・放射性物質の測定検査：3ヶ月に1回
- ・ペルフルオロオクタン sulfonic 酸（PFOS）及び
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）検査：年1回

5. 臨時の水質検査

以下のような場合には、臨時の水質検査を実施します。検査を行う項目については、省略不可項目（9項目）検査を必ず実施し、その他異常が認められる項目、異常のおそれがある項目、関連する項目についても状況に応じて実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化管感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

1日1回行う検査は一般社団法人美里町シルバー人材センターに委託し、その他の検査については水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関である、株式会社環境計量センター埼玉営業所に委託します。

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

(1) 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を公表します。

(2) 水質検査結果の評価

水質検査結果は、水質基準値と照らし合わせて適合性を評価し、平常時と傾向が異なる場合は、基準値以内であっても浄水処理等について監視を強化します。

(3) 水質検査計画の見直し

水質検査計画は、水質の状況、国・埼玉県による助言・指導、町民の皆様の意見等を参考にして見直しを行い、来年度の検査計画に反映します。

8. その他配慮すべき事項

(1) 水質検査の精度

水質検査機関に対し、内部精度管理及び外部精度管理に関して報告させることとし、信頼性の保証を確認します。

(2) 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、埼玉県、保健所、美里町等の関係機関と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。

(3) 放射性物質の検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した放射性物質の検査を、厚生労働省が示すゲルマニウム半導体検出器を用いた検査方法で3ヶ月に1回以上の検査を行います。この検査結果については、随時ホームページ等で公表します。

令和6年度 水質検査計画表

【原水】

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
指標菌2項目＊	○	○	○	○	○	○	○
39項目(別表1)							
クリプトスポリジウム	○			○			○
ジアルジア				○			○

検査項目	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
指標菌2項目＊		○	○	○	○	11	月始めに 採水
39項目(別表1)	○					1	
クリプトスポリジウム			○			4	
ジアルジア			○			3	

＊指標菌2項目：大腸菌、嫌気性細菌

採水地点： 第1水源 南十条地内
 第2水源 広木地内
 第3水源 下児玉地内（第2浄水場内）
 第4水源 沼上地内

【浄水】

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
省略不可9項目＊	○	○		○	○		○
全51項目(別表2)			○			○	
放射性セシウム(134・137)			○			○	
PFOS・PFOA						○	

検査項目	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
省略不可9項目＊	○		○	○		8	月始めに 採水
全51項目(別表2)		○			○	4	
放射性セシウム(134・137)		○			○	4	
PFOS・PFOA						1	

＊省略不可9項目：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度

採水地点： 給水末端(第1浄水場区域) 円良田農民センター（円良田地内）
 給水末端(第2浄水場区域) 川輪集会所（関地内）

別表1

原水全項目(39項目)一覧

番号	検査項目
1	一般細菌 (個)
2	大腸菌 -
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)
4	水銀及びその化合物 (mg/L)
5	セレン及びその化合物 (mg/L)
6	鉛及びその化合物 (mg/L)
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)
8	六価クロム化合物 (mg/L)
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)
14	四塩化炭素 (mg/L)
15	1,4-ジオキサン (mg/L)
16	シス-及びトランス-1,2-ジクロロエチレン *
17	ジクロロメタン (mg/L)
18	テトラクロロエチレン (mg/L)
19	トリクロロエチレン (mg/L)
20	ベンゼン (mg/L)
21	亜鉛及びその化合物 (mg/L)
22	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)
23	鉄及びその化合物 (mg/L)
24	銅及びその化合物 (mg/L)
25	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)
26	マンガン及びその化合物 (mg/L)
27	塩化物イオン (mg/L)
28	カルシウム・マグネシウム等(硬度) (mg/L)
29	蒸発残留物 (mg/L)
30	陰イオン界面活性剤 (mg/L)
31	ジェオスミン (mg/L)
32	2-メチルイソボルネオール (mg/L)
33	非イオン界面活性剤 (mg/L)
34	フェノール類 (mg/L)
35	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)
36	pH値 -
37	臭気 -
38	色度 (度)
39	濁度 (度)

* シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

別表2

浄水基本項目(全51項目)一覧

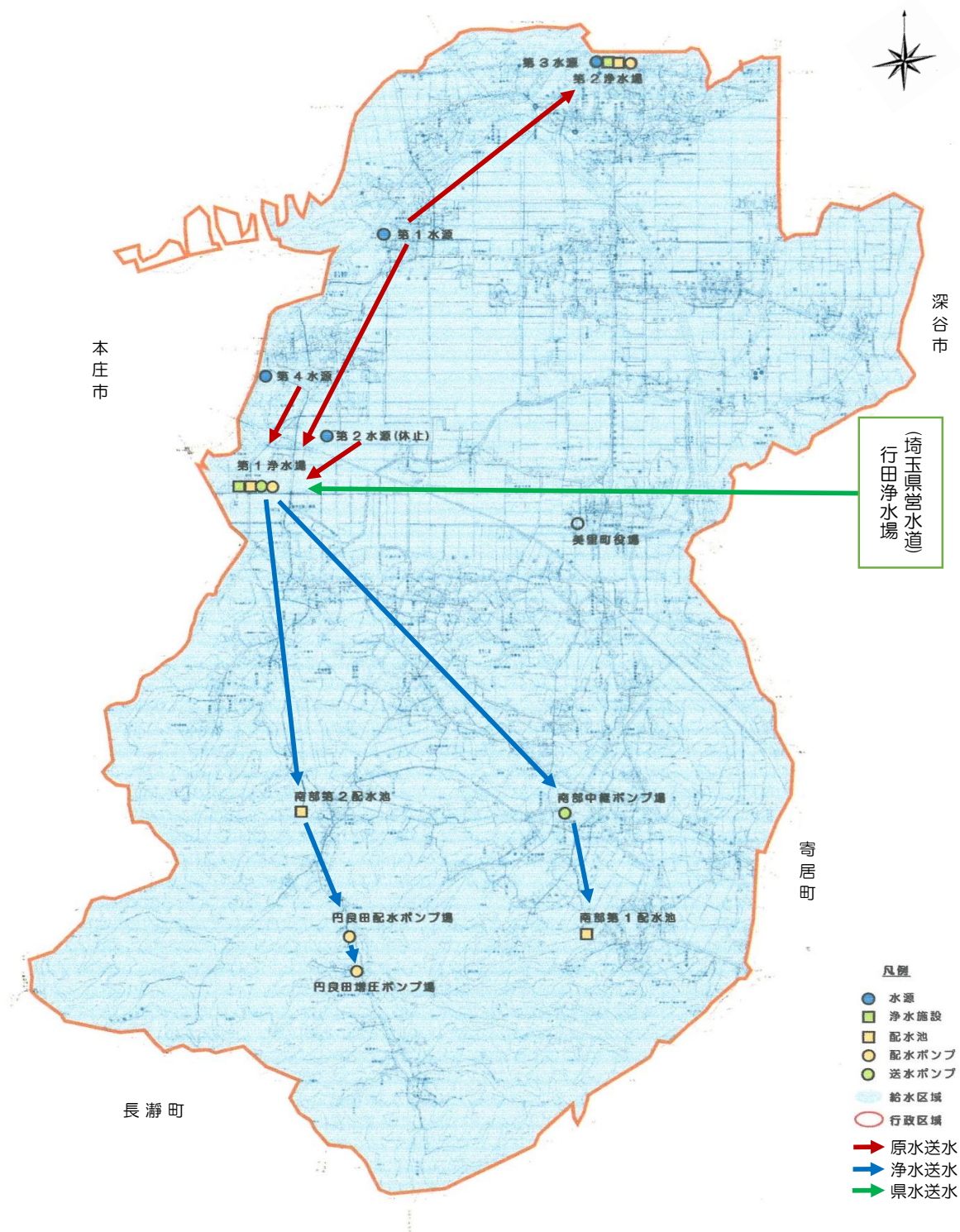
番号	検査項目	基準値
1	一般細菌 (個)	100 以下
2	大腸菌 -	不検出
3	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003 以下
4	水銀及びその化合物 (mg/L)	0.0005 以下
5	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01 以下
6	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01 以下
7	ヒ素及びその化合物 (mg/L)	0.01 以下
8	六価クロム化合物 (mg/L)	0.02 以下
9	亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/L)	0.01 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10 以下
12	フッ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 以下
13	ホウ素及びその化合物 (mg/L)	1.0 以下
14	四塩化炭素 (mg/L)	0.002 以下
15	1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05 以下
16	シス-及びトランス-1,2-ジクロロエチレン * (mg/L)	0.04 以下
17	ジクロロメタン (mg/L)	0.02 以下
18	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 以下
19	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01 以下
20	ベンゼン (mg/L)	0.01 以下
21	塩素酸 (mg/L)	0.6 以下
22	クロロ酢酸 (mg/L)	0.02 以下
23	クロロホルム (mg/L)	0.06 以下
24	ジクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 以下
25	ジブロモクロロメタン (mg/L)	0.1 以下
26	臭素酸 (mg/L)	0.01 以下
27	総トリハロメタン (mg/L)	0.1 以下
28	トリクロロ酢酸 (mg/L)	0.03 以下
29	ブロモジクロロメタン (mg/L)	0.03 以下
30	ブロモホルム (mg/L)	0.09 以下
31	ホルムアルデヒド (mg/L)	0.08 以下
32	亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1.0 以下
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/L)	0.2 以下
34	鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3 以下
35	銅及びその化合物 (mg/L)	1.0 以下
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/L)	200 以下
37	マンガン及びその化合物 (mg/L)	0.05 以下
38	塩化物イオン (mg/L)	200 以下
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度) (mg/L)	300 以下
40	蒸発残留物 (mg/L)	500 以下
41	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	0.2 以下
42	ジェオスミン (mg/L)	0.00001 以下
43	2-メチルイソボルネオール (mg/L)	0.00001 以下
44	非イオン界面活性剤 (mg/L)	0.02 以下
45	フェノール類 (mg/L)	0.005 以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量) (mg/L)	3 以下
47	pH値 -	5.8以上8.6以下
48	味 -	異常でないこと
49	臭気 -	異常でないこと
50	色度 (度)	5 以下
51	濁度 (度)	2 以下

* シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

…省略不可9項目

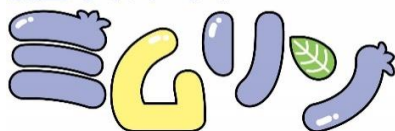
・基準値等は、浄水(浄化された水)に適用されるもので、原水に適用されるものではありません。

美里町の給水区域図及び施設所在地





美里町マスコット



お問い合わせ先

美里町役場 上下水道課 施設係

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1

TEL 0495-76-1118

FAX 0495-76-0909

ホームページ <https://www.town.saitama-misato.lg.jp/>